

令和元年度第3回逗子市立図書館協議会会議録

日 時 令和2年2月10日（月）

午後1時から3時

場 所 逗子市役所5階第4会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 令和元年度図書館の利用状況について（報告）
- (2) 「逗子市立図書館のサービス目標2018」に基づく事業実施の状況について（報告）
- (3) 逗子市立図書館条例施行規則の一部改正（案）について
- (4) 横浜市立図書館との相互利用について
- (5) 令和2年度の図書館運営について
- (6) その他

3. 閉会

出席委員

汐崎順子会長 辻伸枝委員 石井敬士委員 米元真由美委員 川名裕委員

事務局

安田図書館長 鈴木担当課長 利根川専任主査 鳥越非常勤事務嘱託員

傍聴 1名

【鈴木担当課長】 本日は令和元年度第3回図書館協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。午前中に引き続きということで、ただいまより協議会を始めさせていただきます。

さて、本日は図書館協議会委員5名全員がご出席いただいておりますので、図書館協議会運営規則第3条第2項の規定により会議は成立していることをご報告いたします。

なお、傍聴について、傍聴の許可をご承認いただくようお願いいたします。傍聴の方をお願いいたします。配付の注意事項をお守りくださるようお願いいたします。

それでは、これより図書館協議会運営規則第3条により、会長が議長となりまして議事に入ります。では、会長、よろしくお願いいたします。

【汐崎会長】 改めまして、こんにちは。午前中・午後となりましたが、午前中は市長とお話することもでき、図書館協議会としても図書館のほうをぜひということで、市長からもよいお答えをいただけたと思いますので、ますます頑張っていきたいと思います。

ただいま事務局から傍聴者の方への注意事項について説明がありましたけれど、この図書館協議会は図書館の運営に関して協議会委員が図書館長に対して意見を述べる機関と位置づけております。また、限られた時間の中で進行を行うことから、申しわけありませんが、傍聴者の方の発言は認めておりませんので、ご承知おきいただくよう、重ねてお願いいたします。

そして、今回は令和元年度の最後の図書館協議会となります。会議次第に基づいて議事の1 令和元年度図書館の利用状況について、事務局から説明、報告をお願いいたします。

【利根川専任主査】 それでは、本年度4月から12月までの利用の状況について報告をさせていただきます。

まず、資料1-1、図書館の部分の統計をごらんいただきたいと思います。開館日数に関しましては、昨年度同時期と比較しまして226日と、全く同日となっております。本年度10月から平日の閉館時刻を午後7時としたこともあり、若干開館時間は増えたところであります。統計の数字になりますが入館者の数に関しましては、減少の傾向が見えておりまして、前年度同時期と比較しますと4.8%の減少となっております。また、貸出者数に関しても2.5%の減少。貸出冊数に関しては4.3%の減少となり、同時期と比較して減少の傾向が見てとれました。

一方で予約に関しましては、逆に4.1%の増ということになりまして、これは私どもの分析では閉館時刻が平日午後7時となったことにより、昨年度は午後6時で終了しておりましたものですから、その1時間の間に予約本を取りに来られるという方がまた増えてきたのかなど。また、

10月から駅に返却用のブックポストを再度設置いたした関係もあり、それによって予約の件数が増えたのではないかと想定しているところです。

次に、資料の1-2、1-3をごらんいただきたいのですが、2つの分室の状況についての報告です。小坪に関しまして、ここ数年安定した数字で落ち着いてきていたのですが、本年度若干の減少に転じたところでもあります。また、沼間に関しては、数年来ずっと減少の傾向が続いてきていたのですが、昨年度、東逗子駅のブックポストを廃止したということが影響してか、昨年度から増加に転じまして、本年度もまだ増加の傾向が継続しているという状況になっております。

簡単ですが、12月までの図書館の利用状況について報告をいたしました。

【汐崎会長】 資料1-1、1-2に基づき説明がございましたが、何かこのことについてございますでしょうか。

入館者数や貸出者数少し減少になったということですが、開館時間が変更になったけれど、少し減少という形ですかね。

【利根川専任主査】 当館では平成20年度をピークにして、全体としては減少傾向がいまだに継続をしているという流れは変わっていないと考えております。

【汐崎会長】 予約のほうは増えているということですね。何かございますでしょうか。市民の方もいろいろと時間が変わって、まだ開館時間等についての整理というか、認識がついていないのかなという気はします。何かございますでしょうか。

【辻委員】 レファレンス関係は、この前、前回の協議会のときにお聞きしたら、著作をしていらっしゃる方がとても頻繁で件数が増えているというお話でしたけれども、でも例年に比べると割と多いほうですね。

【利根川専任主査】 その方がいらしてから増加に転じたと判断しています。

【辻委員】 まだ継続して。

【利根川専任主査】 はい、継続しております。

【辻委員】 わかりました。ありがとうございます。

【汐崎会長】 10月が少ないのは、これは特別整理期間ですよ。

【利根川専任主査】 はい。そのとおりです。

【汐崎会長】 では、ご質問等ありましたら、後でもう一回まとめて貸出統計については話していただくことにしまして、次を事務局お願いいたします。

【利根川専任主査】 それでは、続きまして「サービス目標2018」に基づく事業実施の状況につ

いて報告をさせていただきます。資料2-1、横書きで4枚になっておりますが、昨年度、前回の協議会以降の状況について報告させていただきます。

まず、1の「読書の喜びを育み、豊かな情報源としての図書館」としてですが、蔵書の見直しということに関しまして、当館は、17万5,000冊という許容冊数がある中で、現実にはもうここ数年20万冊を超える状況が継続をしておりますので、その中で、少しずつ古い本の除籍をしつつ、受け入れの冊数を上回る数の除籍をしなければいけないという状況の中で、本年度もその作業は進めてまいりまして、現在、受け入れの冊数よりも除籍の冊数が多いという状況になってきておりまして、徐々に20万冊に近づきつつある状況です。

次に、先ほど辻委員からご質問のあったレファレンスサービスの充実ということですが、目標として年4回の職員研修の実施ということ掲げておりまして、年度途中に当協議会の石井委員にも2回ほど講師として来ていただきまして、この場を借りてお礼を申し上げたいと思っておりますが、職員も石井委員のうんちくを聞かせていただき、大変ためになったという報告を受けております。

次がテーマ展示になります。資料2-2、2-3、2-4をご覧いただきたいと思いますが、分室も含めて、絶え間なく展示をしてきておりまして、利用者の皆様からは図書館の職員、頑張ってるねというエールを送られておるところであります。これはまた来年度も継続をしまいるというところでもあります。

次の図書館間のネットワークの促進ということですが、この数字は主として県立図書館の協力車を経由しての貸借の数字を挙げております。当館は例年借り受けるよりも提供のほうが多いという実績はまだ今年も継続しております。ただ、少しずつその差が縮まってまいりました。

次に、2番目の「地域の文化を大切にする図書館」ということですが、地域情報の蓄積・発信ということに関して、郷土資料として300冊以上の蔵書の受け入れを既に行っているところです。これ、ほぼ例年どおりの数字です。

2番目のレファレンス事例集の充実ということですが、「季刊マーメイド」は、本年度3号発行いたしましたところでもあります。

3番目の郷土の研究者等との連携というところですが、これに関しましては、郷土史家の方とコンタクトをとりながら、少しずつ情報の収集に努めてまいりたいというところで、郷土史家の方と交渉を始めたところでもあります。また、逗子のまちの歴史について、手がかりとなるところで、教育研究相談センターの担当者と連絡調整を行いながら、具体的には来年度以降、郷土

史家あるいは相談センターの方々と連携をとりながら郷土のことを少しずつ掘り下げていきたいということで計画をしているところです。

次の「子どもの読書を応援する図書館」としてですけれども、これは資料の3-1ですね、児童のサービスの状況をここでお示をしております。最初に、定例のおはなし会ですけれども、今年は特に秋ごろに天候が不順なときもございまして、ちょうどおはなし会が天候の悪い日にぶつかったりしたものですから、若干昨年の同時期よりも参加者が減ったという状況になっております。

また、地域での読書活動を推進するという目的で、小坪と沼間の分室におきまして、おはなし講座を実施いたしまして、ボランティアの方々のスキルアップを目的に、本年度も実施したところではありますが、合計で72名の参加がございました。

次に、桜山にあります子育て支援センターに出向いての訪問読み聞かせを実施いたしましたところ、延べ62名の参加があったところでもあります。

また、毎年恒例ですけれども、市内にあります3つの公立中学校の2年生が職業体験ということで参加をしております、11月に既に2つの中学校から2名ずつ、それぞれ職業体験に参加しました。

次に、この資料の中には記述はありませんけれども、昨年10月、蔵書点検の時期に、職員がバトラーとなり、一方でオーディエンスになりということで、図書館職員がビブリオバトルを実施いたしまして、当日5名の職員によるバトラーがパフォーマンスを展開いたしまして、職員全員がビブリオバトルとはこんなものかなというのを実体験をさせていただいたということです。

それで、ビブリオバトルに関しては、むしろ聞く側よりもしゃべる側のほうのスキルアップというところにむしろ重きが置かれるのかなということを感じております。

続きまして、5つの柱のうち4つ目、「市民とともに歩み、市民を大切にする図書館」ということですけれども、まず、ハンディキャップサービスに関してですけれども、昨年度から桜山にあります療育教育総合センターとの連携を開始したところでもあります。主として布の絵本の提供を行っております、現地でセンターの職員の方が布の絵本を使つての指導、教育をなさっているということを伺っております。

次の高齢者のサービスですけれども、本年度初めての試みといたしまして、行政書士による相続をテーマとした講座を実施いたしまして、11名の参加があったところでもあります。また、秋には、昨年は元号の改変ということがありましたので、その中で万葉集が注目をされたということ

もあり、元県立高校の先生を講師にお招きして、万葉集をテーマとした講座を開催したところでもあります。

また、昨年度に引き続きまして折り紙の講座を実施したところ、これが大変好評でございました、10名参加がございました。久木の清寿苑に赴いての出前紙芝居ですけれども、これも年度内に既に4回実施いたしまして、入所者のおじいちゃん、おばあちゃんに大変喜ばれております。

続きまして、健康医療情報サービスですが、本年度も新たに約250冊、健康医療をテーマとした新刊図書を購入いたしました。また、秋から健康医療コーナーの一角に、長テーブルを置きまして、市で発行した健康・医療に関するパンフレットなどを配置して、市民の皆さんに情報提供を行っております。

また、1階の入り口に健康・医療に関するテーマ展示を行っていますが、認知症サポートコーナーを設置したところでもございます。

最後に5つ目の柱として「居心地の良い図書館」というところですが、当館もこの4月で満15年を迎えるところで、あちらこちら、かなり老朽化が進んできている中で、特に布地の閲覧用の椅子がかなり傷んできているということもあって、即席ではありますが、小さなクッションをつくりまして、並べてみたところでもあります。また、児童コーナーの布の椅子も、もうぼろぼろの状態でしたので、新たにカバーをつけたところでもありますので、少し見た目はよくなってきたかなというところでもあります。

このサービス目標2018の中には組み込まれてはいないのですが、資料3-2になりますが、開館以来実施してまいりました名画座映画会を開催した記録を記しております。この中で、最後のところ、一番下の11月に実施した「くちびるに歌を」というのがバリアフリー映画ということで、障がい者の方に積極的に来ていただくことでの映画会を実施をして、70名の参加がありました。

簡単ですが、サービス目標の実績報告をさせていただきました。よろしく申し上げます。

【汐崎会長】 どうもありがとうございました。今年度最後の協議会になりますので、2月、3月が残っておりますが、行事的には大分まとまったものが見えてきたのかなと思いますが、この件に関してご意見、ご質問、ご感想等ございましたらお願いいたします。

【辻委員】 3つほど質問ですけれども、まず1の項目の4ですね、図書館間のネットワークの促進の中に入るかもしれないのですけれども、逗子でも国立国会図書館との、図書館向けデジタル化資料送信サービスを取り組まれていると思うのですけれども、閲覧だけで資料を取り寄せる

ことはできないというか、サイトを見るだけだったんでしたっけ。

【利根川専任主査】 今現在、複写は不可となっています。

【辻委員】 複写ができない。前に聞いたときは大体月に3件ほどの利用で、その後はどうですか。

【利根川専任主査】 今もそのくらいの状況です。

【辻委員】 周知はどうですかね。皆さんに結構アピールをしていらっしゃる感じですか。

【利根川専任主査】 図書館ホームページにて周知はしております。

【辻委員】 この図書館雑誌を見ると、もう6年たって、最初412館だったのが1,109館ぐらいに増えてきているということで、せっかくそういう環境にあるので、皆さんにもぜひ利用がふえるといいなと思います。

それと2つ目は、地域文化を大切にする図書館ですけれども、レファレンス事例集は非常によく力を入れていらっしゃると思うのですが、行政資料という点での利用といいますか、2階のコーナーにあるのは承知はしているのですけれども、どうでしょうかね。といいますのは、愛知県の田原市図書館が行政・議会支援サービスで、図書館レファレンス大賞、文科省の図書館レファレンス大賞を受賞した。田原市というのを見ると6万ぐらいで、ちょうど逗子と同じぐらいの規模のところなのかなと思ったりしたのですけれども。行政資料の利用というのは、どうですかね。

【利根川専任主査】 市で発行したものということになると、例えば市議会の会議録、予算書、あるいはパブリックコメントの資料などが代表的なものだと思いますけれど、旧図書館の時代からそれらは漏れなく収集するように心がけて参りました。ただし、市役所から結果的に資料が届かなかったりする場合も、なきにしもあらずなので、そのときは担当課のところに連絡をとって、くださいとお願いしています。

【辻委員】 一応コンスタントに継続してあると。あとは市民がどう活用するかというところですかね。

【利根川専任主査】 市のデータに関しては、現在ほとんど市のホームページで、かなり公表されております。

【辻委員】 そうですね。デジタル化されているので、それを見れる環境にある人ばかりではないということが図書館の役割かなと思って。

【利根川専任主査】 行政資料に関しては、市の情報公開課で保存年限を決めて公開していますが、古いものは処分の対象となってしまうので、そうなる、あとは図書館で保存するしか方法

がないので、そこは漏れなく収集するように心がけているところです。

【辻委員】 わかりました。最後3つ目は、高齢者サービスで、高齢者施設おはなし会を4回されたということでしたけれど、紙芝居とかどうしているかというリストみたいなのがあったら、今でなくて結構ですけど、参考までに教えていただきたいと思います。

【利根川専任主査】 主としておじいちゃん、おばあちゃんですので、昔ながらの紙芝居が中心になります。

【辻委員】 私も逗子ホームせせらぎに何カ月かに1回行くのですがけれども、例えば「金色夜叉」とかありますよね、図書館に。それを持って行ってやっても、なかなかそんなには受けるものではないような。だから、難しい、選び方が難しいものだなと思う。以上です。

【汐崎会長】 ほかにありませんか。田原市は結構大きい図書館ですよ。有名な図書館です。トヨタでしたっけ、地元到大企業の産業があつて。だから、逗子市と自治体の規模は同じですけど、横並びには見られないところがあるのかなと思うのですが。公立図書館、地元の資料をきちんと収集して提供するというのは、各自治体の公立図書館のとても大切な役割だと思います。ましてや市役所のほうで担保してくれないということであれば、そのところは気をつけていただきたいなと思います。ほかにございますか。

では、皆さんがお考えになっている間に。少し気になりましたのが、蔵書の見直しです。もちろん蔵書がばつんばつんの状態については、それは公立図書館の特に市区町村立の宿命ですので、買った分は弾かなければいけないというところで、除籍の対象は基本的には複本をなど、どういうふうに決めていらっしゃるのかということ。もちろん郷土資料などきちんと残さなければいけないものはどんなに増えても減らせられないのですけれど。あと、この寄贈が946冊あるということですが、寄贈を入れると当然受け入れ冊数の増加分が多くなりますね。つまり寄贈の扱いについて、寄贈図書はいろいろなものが市民の方のご厚意でいただくと思うのですが、全て受け入れるわけではないですよ。やはり図書館側で選ばせていただくという形だと思うのですが。そのあたり、どういう扱いをされているのか、わかる範囲で教えてください。

【利根川専任主査】 除籍に関しては、主として実用書の類い、特に健康医療に関する古い本はもう恐らく役に立たないということもあります。それからあと旅行ガイドなどを中心とした、いわゆる実用書の古いものは、もうむしろ積極的に除籍をしていくことになるのと、最近多いのは、利用者の方が汚したり壊したりということでお返しになってくるのが非常に多くて、それだと結局除籍せざるを得ない状況が多くなってまいりましたので。それはもう利用者のマナーと

ということになるのかもしれませんが、その件数が増えてきたという実情があるということ。それから、先ほど会長がおっしゃられた複本。最近ベストセラーなどでも、たくさんの複本はそろえないようにしてきておりますので、それでもやはりかつてのベストセラーということになると、時間の経過とともに、1冊あれば十分だという状況になりますので、それらを除籍の対象にしていくという形になろうかと思えます。

また、寄贈に関しては、最近多いのは、市民の皆さんから恐らく終活が目的かと思えますが、自宅で所蔵している本の寄贈を申し出されるケースが増えています。

【汐崎会長】 「しゅうかつ」って、終わるほうの終活ですね。

【利根川専任主査】 そうです。自分が生きていた間に何とか再活用させたいという意思で、寄贈などしたいということもおっしゃられてくるケースが多いのですが、お話を聞いてみると、文学全集だったり美術全集という、既に当館で所蔵しているケースが大部分なものですから、結局それは寄贈に関しては辞退させていただくという形をとらせていただいております。

この寄贈の冊数、上がってきていますけれども、郷土資料も含んでおります。中にはぜひこれは欲しかったなという資料も含まれておりますので、この900冊という数字になってこようかと思えます。

【米元委員】 除籍の中で、雑誌というのはどこに。

【利根川専任主査】 雑誌に関しては、保存年限を決めておまして、基本は月刊の雑誌ですと1年、週刊誌ですと3カ月というところで期限を決めて除籍の対象にしております。

【辻委員】 昔は4市1町で永年保存はどかが担当とかいうので、それは今でもそういうふうに行っているのですかね。

【利根川専任主査】 これは今から10年以上前になりますが、神奈川県内でもいくつかブロックでそれぞれ担当を決めて永年保存するという制度をやってきたのですが、県立図書館が音頭取りをしまして、県でとりまとめて保存期間を決めてという形にして進めてきまして、当館では現在、2誌を保存対象とするということで、分担保存をしています。

【辻委員】 ちなみにタイトルを教えてください。

【利根川専任主査】 「芸術新潮」と「小説新潮」になります。

【辻委員】 わかりました。そうですね。

【汐崎会長】 保存年限は、一律ですか。価値があるものとかは長いのですか。

【利根川専任主査】 発行頻度で、月刊なら1年。

【汐崎会長】 例えば後で読み返されるような価値のあろうものであっても、基本的には全部横並びで除籍するということですか。何か子どもの本の雑誌とか、私など結構さかのぼって見ることがあるのですけれど、そういうのもとりあえず、ないのですね。

【辻委員】 昔は「おひさま」とかもね、永年でしたね。

【汐崎会長】 さっき報告の中で、健康医療情報関係資料の受け入れが結構多いなと思ったのですが、もちろんこれは、実用書というか、情報が古くなるとかえって利用者の方に間違えた情報を与えてしまうので、そういうことだったのかなと思います。寄贈に関しては、やはり利用者というか、寄贈してくださる方の思いもあるので、扱いがとても難しいとは思いますが、蔵書構成から考えると、どうしてもはじかざるを得ないというか、受け入れできないものもあると思いますので、そのあたりはきちんとご理解いただければと思っております。

すみません。私ばかりで恐縮ですが、ビブリオバトルをされたということで、これはどなたか講師をお呼びしてなのか、それとも自己勉強会の形ですか。いろいろあれもやり方が、谷口さんでしたっけ、もともと始めたものからバリエーションがいろいろありますよね。これから先についてはビブリオバトルをまず、職員研修のような形でやられて、あとは学校等でやろうというお考えですかね。

【鈴木担当課長】 今年度は、まず試行的なものということで実施したのですが、実施に当たっては状況がわからないので、市内の逗子開成中学校・高等学校と聖和学院中学校・高等学校へ、館長も含めて見学に行きました。

【汐崎会長】 逗子開成等は今もうビブリオバトルをやっていたのですね。

【安田図書館長】 既に実施しています。

【汐崎会長】 やっているのですね。

【鈴木担当課長】 継続的にやっているということで、それを参考に、職員研修の一環ということでビブリオバトルをやりました。来年度以降については、既に公立の中学校でも実施をしている学校があるということなので、お声がけをさせていただいて、日程とそれから会場の都合、その辺も検討しながら、できれば読書週間、秋の読書週間あたりをめどにやりたいということで、今、計画を立てているところです。

【汐崎会長】 ビブリオバトルそのものがどうというわけではないのですが、先ほど利根川さんがおっしゃったように、どちらかという学校教育の中で取り入れる場合は、いろいろご意見があると思うのですが、プレゼンテーション能力を伸ばすためにということが結構注目され

る。大学でもやったりしますし、それはそれで大事ですけど、図書館がやる活動としてはプレゼンテーション能力も大事ですけど、やはりその本を共有するという点が核で、それをきちんと忘れないでいただきたい。たとえば、あまりおもしろくない本でも、プレゼンテーションが上手な子の発表したものがチャンプ本になってしまうことがある。もちろんきちんと内容を消化して紹介するということはすごく大切で、ビブリオバトルってそういう意味ではすごく有効だと思います。また、バトルをするということから、気持ちがすごく鼓舞されるところもあると思うので、特にティーンエイジャーに対しては結構有効だとは思うのですけれど。

【安田図書館長】 やはりその辺の層は読書量が少なくなっています。図書館としてはできるだけ本を読んでもらい、利用してもらいたいわけです。ビブリオバトルでも、ブックトークでも良いのですが、とりあえずビブリオバトルを来年度1回開催してみたいと考えています。

【汐崎会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【石井委員】 1つは、さっきの除籍ですけどね、大体受け入れ冊数に対して除籍冊数、ほぼ同じくらいにしていますよね。その中でね、除籍は公開冊数の中からもかなり抜くのですかね。要するに10万冊のうちからかなり抜く要素というのは持っているのですかね。

【安田図書館長】 図書館は、公開が10万冊で書庫の7万5,000冊が蔵書可能冊数となっています。特別整理期間の際に本の状態を確認しています。貸出データがありますので、利用が少ないものを除籍対象としています。資料として大事なものは保存対象としています。また、公開の本も書庫の本も順次除籍しています。

【石井委員】 公開の冊数って、相当になりますか。除籍冊数。

【利根川専任主査】 閉架のをのぞくよりは少ないですね。

【石井委員】 勘定して、公開冊数から抜いていけばいいのですけれど、そのただだといずれ詰まってしまうですね。10年分ぐらいしか、機械的にいってもなってしまうのだけれど。そうすると今度、公開の冊数の中の比率が出てくるのでしょうかけれど、かなり新刊書、買いますよね。その中の除籍冊数、公開の除籍冊数が多いということは、選ぶほうも何かあるのかなというよう。選書ですよ。

【汐崎会長】 つまり、買ってすぐに捨てるようなものを買うということですか。

【石井委員】 だから何年間かでね、除籍してしまう可能性はあるか。

【安田図書館長】 除籍基準をつくっていますので、それに基づいて除籍をしています。また、改版や改訂された本はその都度検討しています。一般的な本で買って数年で除籍することは原則

ありません。

【石井委員】 そうすると、公開冊数って少なくないといけないのだよね。除籍するの。書庫へ入れて、それを除籍するというのが建前になっているでしょうから。だから公開冊数は確かに医療とか逐年的に法律なんかでだめになったらとか、ガイドとか、減らすのはよくわかりますけれど、実態がわかればいいのですけれど。6,000冊買って6,000冊除籍するというのは、ずっとできるかというような感じですね。今できるからね、問題ありませんけれど。

【辻委員】 あと、すみません、除籍には相当しないと思うのですが、絵本なんかで傷んできた場合は、当然買いかえとか、差しかえとかが必要になると思うのですが、そういうメンテは定期的にされているという感じですかね。

【安田図書館長】 月2回、選書会議というのがありまして、その都度、買い替えが必要な場合に担当から提案が出てきますので、それを受けて選書しています。

【辻委員】 児童担当から。

【安田図書館長】 児童担当から提案され、その都度選書しております。

【汐崎会長】 それに絡めてですけれど、最近は汚損・破損が結構多いと。この場合も基本的には図書館で提供すべき資料だけれど、次の人に提供することができないような状態になっている。もちろん買いかえできないものもあるかもしれないのですが、除籍はするけれど代替で同じものをまた買いかえするという形を極力とっているということですよ。

【安田図書館長】 それは資料によりますね。それと、利用者が明らかに汚破損したものは弁償していただいております。同一資料を提供してもらうことが原則です。品切れ絶版になったものは代替資料を弁償してもらっています。それから、傷んできた本については、買い替えや除籍を検討します。古い資料になりますと代替は難しいです。

【川名委員】 すみません、今の傷み、返却本の傷みとか汚れというのは、何か傾向とかあるのですか。若い層なのか、それともあまり関係なく、満遍なくというようなことなのでしょうか。

【安田図書館長】 やはり子どもの本で利用が多いものは、痛みが多いです。一般書でも、やはり汚れている本も確かにあります。しかし、それほど多くはありません。

【汐崎会長】 こういうことは犯人探しで嫌ですけど、特定の利用者が、というわけではなくて、全体的に何となく汚損・破損が多いということですかね。

【鈴木担当課長】 やはりモラルの低下ということがよく叫ばれているとおり、昔は図書館の本を借りるときに手を洗ってから本を読みましょうと、子どものときよく言われたのですが、そう

いうところでのモラルが低下しているというところがあるのではないかなと推測しています。

【汐崎会長】 あと、辻委員がおっしゃいましたけれど、子どもの本は確かに消耗が激しくて、でも今の子どもたちには、たとえ出版年が古くても、きれいな状況で提供したいということで、買い換えということが発生してくると思いますね。一般書に比べれば、子どもの本はまだ買える可能性が高いと思うのですが、やはり買えなくなってくるものもあるので、その児童書の買い換え、廃棄については、きちんとその知識を持った職員が協議の上で、古くて、汚くても、これは持つておくかという本も多分出てくるとは思います。そのあたりについては逗子の職員の方たちは堅実な方がたくさんいらっしゃるの、子どもの本に限らず、目配りをしていただければと思います。

ほかにありますか。

【石井委員】 今の除籍ですけれど、購入した分くらいを除籍するという建前でいくのかどうかですけれど。例えば無理な場合ね、6,000冊で5,000冊くらいしか除籍できないというような場合だってあり得る。要するにその基準、購入した分だけ除籍するという建前ではなくて、10年たったからとか、ある程度の基準で、もっと言うと、除籍できなくてもいいと。6,000冊から5,000冊くらいしかできないということでもいいと思うのですね。その保存とかですね、児童書とか、いろんな郷土資料とか、きちんと保存するという線を基本的につくって、その上で除籍冊数が何冊かというふうに出していったほうが、将来的にはね。どうせ書庫も詰まってくるから、除籍しなければいけない要素があるのですけれど、除籍しないほうのものというのは、どのくらいになっていくかという問題があって、そうするとその差額をね、例えば毎年1,000冊ずつ出てくるのだったら、結局どこかで、もうスペースないのはわかっているのだから、どこかでそれを保存するという姿勢を持たなくてはいけなくなる。それはだから分館でもいいし、ほかのそういうところでもいいですけれど、きちんと逗子として持つものについて保存するという体制を、今出さなくていいのですけれど、将来的に考えていかななくてはいけない。単に除籍するだけではなくて、それなりの対策を持っていかなければいけなくて、どうするか。6,000冊というのはかなり無理かどうかという線がわからないですけれど。その辺は対応の問題でね、とにかく逗子として必要な資料を基本的に保存するという要素を踏まえて除籍をすると。だから、少なくとも構わなければ構わないという線。いずれにしても、17万5,000冊、どこと比べても、多くないのですよ。収容能力というのも低いのが、わかりきっていますから。それで利用度が非常に逗子は高いです。逗子ではもう資料費の1人当たり資料費が抜群に高いのだよね。県内の三百何十円というのは、

県内どこでもない。二百幾らだものね、その下が。極端に1人当たりの資料費を預かっていて、それをもとに、だから2,000万というのは、いいですよ。それはいいんだけど、それをできるだけ建前としてね、資料費をつけてもらいながら、できるだけ活用しなきゃいけないという要素があるから、できるだけいろいろ買って、さらに持つものを持つという線をね、いずれこれ、サービス目標だから。サービス目標は当初は5年か10年目標でやることになっていますよね。だから年の途中でこうなっているということですから、その辺もいずれ検討してもらおうというような要素にあるかなと思います。

もう一ついいですか。

【汐崎会長】 はい、どうぞ。

【石井委員】 先ほど市長、雨漏りの話をしましたよね。それで、まだ建物15年でしょう。それなのにどうして雨漏りが出てきた。要するに、こんな早く雨漏りしてしまうと、あと施設の管理が大変ではないですか。だから、雨漏りだけではなくて、もっと建物の破損ではないけれど、そういうものが出てきているのだろうか。15年、もっともたないといけないから、もっと補強しなくてはいけない要素があるのかどうかですけれど。どうですかね。

【鈴木担当課長】 このサービス目標の3ページ目のところに、5番、居心地のよい、利用しやすい図書館というところ、この中の1番に、維持管理計画の達成ということで、今、石井委員がおっしゃっていた建物の修繕計画、こちらのほうも必要だろうということのお話だと思うのですが、図書館の建物は文化プラザの複合施設ということで、建物自体は文化プラザの管轄にある建物になっております。ですから、文化プラザホール全体の修繕計画ということで、市の所管があるところで現在計画を策定しているところです。ただ、細かいことで言うと、石井委員がおっしゃったような雨漏りであったり、それからもう階段の手すりが、海の近くということで、さびてきたり、それからあと書棚ですが、地震等で少し揺れが大きくなっていたりということが、もう既に散見されています。書棚については、図書館が管轄になりますので、来年度の予算の中で何とかねじどめ、その辺の補強修繕ができたらということで、予算要求をしているという段階です。大きな躯体のところになると、文化プラザ主体になりますので、そこは今、担当所管の修繕計画の策定ということをお願いしているところです。

【汐崎会長】 雨漏りはやはり今年というか、今年度の何かイレギュラーな天候異変とかもかわっているのではないですか。

【安田図書館長】 確かに今年度になって雨漏りはひどくなりました。以前から雨漏りはありま

した。その都度洗面器を置いている状態です。施設そのものの傷みからと思われます。

【汐崎会長】 それに加えて、ここのところ思うのは、今まで想定していなかったような天気ですとか台風が来ます。これまでは、何とか大丈夫だろうと思っていたところがそうでない。いろんなところで図書館の本が埋没したということを知っていて、台風のときは怖いなど思ったのですが、たとえば、濡れてしまうと、もう図書はどうしようもないし、仕方がないかなと思うのですけれど。今までの考えとはまた違う考えで修繕計画は立てなければいけないかなと思いますね。

あと、石井委員がおっしゃった、いわゆる収容冊数ですね。これは、もともと書庫部分が少ない、一番最初の設計段階での書庫部分が、複合施設ですので、7万5,000冊分しか確保できなかった。これはいかにも少ない。ただ、今の時点でかなりぱつぱつというか、既に収容冊数を超えていますので、そこに入りきるためにははじいていかなければいけない。でも、一方で石井委員がおっしゃったように、大事な資料はどうするのか。収容冊数の限界に合わせて本を除籍しなければいけないというのは、考えなければいけないところです。いわゆる保存するスペースとかデポジットライブラリーとまではいかないのしょうけれど、そういうのも今の逗子の財政ではなかなかいかんともしがたいところがあると思うのですけれど、もう収容能力がこれしかないから捨ててしまおう、というのではなくて。逗子として冊数が増え、せっかくこれだけ資料費もつけていただいているのに、一方でどんどん捨ててしまっているという、印象が残ってしまったりもすると思います。難しいところですが、やはり文化を伝えていくというところでは大事かなと思います。

【辻委員】 2005年に建て替えになる前の図書館からこちらに移す、建てているときに、久木小学校の空き教室に全部移動させましたよね。そういうふうに学校の教室はやはり活用できない感じですかね。

【安田図書館長】 小学校の空き教室の活用について、逗子小の校長先生とも話したのですが、逗子小でも教室が足りなくなっている様なので、学校の事情があると思われますが、川名委員どうなのでしょう。

【川名委員】 例えば今、発達に問題を抱えるお子さんとか、特別な支援を必要としているお子さんに対しては、支援教室というところで支援している状況もありますし、児童はそんなに増えてはいないのですけれども。逗子小は来年度、1部屋足りなくなって、図工室を急遽、普通教室にしなければという話も出ているので、やはり部屋自体は足りないですね。きつきつです。

【辻委員】 単純に考えると、空いているような気がするのですけれど。

【川名委員】 いえいえいえ。

【汐崎会長】 キャパシティーと蔵書冊数は多分ずっとせめぎ合いのつらいところかなと思うのですが、せっかくきちんと選んでいるのに、もしかしたら将来的に捨てざるを得ない資料も出てきてしまうというのは、つらいところですね。

【安田図書館長】 基本的に、今までも話に出ていましたとおり、郷土資料を核としていきたいと思っています。それから逗子にゆかりの文化人とか、逗子生まれの人たちの著作というのは保存対象としています。全集についても、かなり所蔵していますが、基本的に今の段階では保存対象としていきたいと思っています。いずれにしろ所蔵可能冊数には限度があります。入ってくれば、その分の本をどうするかということです。逗子として必要な資料はやはり保存していく必要があります。そのかわり、入ってきた資料については、精査していかなくてはいけない。公開の書架に本が満杯となり、横に並んでいるような図書館もあります。それでは配架ミスも起こり、利用しづらくなります。例えば10万冊所蔵できるといっても10万冊入れてしまうと満杯となってしまいます。その点は注意して、利用者が利用しやすい書架の状態というのを考えていく必要があります。その範囲の中でやはり考えていかなければなりません。所蔵資料の中で、価値があるなという資料は、書庫に入れ保存していくなど、ある程度の年限はもたせるようにしていきたいと思っております。

【汐崎会長】 はい、そうですね、私も各書棚の右端は少しあけてほしいと。いろんな図書館を見るときに、子ども室もそうですけれど、本棚の上のすきまに横にして本を突っ込んであるのは、いかにもみっともない。やはりある程度書棚に余裕があって、例えば子どもが引き出そうと思っても、ぱつんぱつんに本が入っているので抜けないのではなく、ある程度、右を少しあけるぐらいのゆとりは欲しい。でもそう言いつつ、でも新しい本を入れなきゃいけないということもある。そのあたりは、やはり図書館員の専門性が問われるところだと思うのですね。どういう本を選び、どういう本を書庫に入れ、最終的には判断し、廃棄するか、買いかえをするかということだと思うのです。悩ましく、これからもずっと考えていかなければいけない問題だと思います。ただ、石井委員がおっしゃったように、図書館のキャパが限られているのであれば、どこかが何かの形で担保してくれる可能性については、もちろん今も探られているということではあり、今すぐというわけではないのですが、考えてもいいのではないかなという気はしますね。

ほかにございますでしょうか。郷土の研究者との連携とか、収集支援、地域の文化を大切にす
る図書館の2の3番目は、検討中ということですが、何か今、具体的に集まって話をする。そこ

から成果物として何か出てくるようなことはありますか。

【安田図書館長】 郷土史家とは、既に2度ばかり折衝しています。来年度発行のマーメイド通信のテーマに反映させていきたいと思います。郷土史家の専門は中世史、日本の中世です。その方と相談しながら、他の協力者とのネットワークを形成していきたい。できれば関連資料も図書館に寄贈してもらえるように進めていきたいと考えています。また、学校の先生でも郷土関係の担当の先生にお会いしました。そこでその先生たちがつくった資料で、図書館に入っていないものがありました。その資料は寄贈していただきました。今後も学校の先生との関係を深めていきたいと思っています。

【汐崎会長】 かなり中身の深くまで検討中ということですね。成果が出てこない、なかなか動けないと思うのですが、とりあえず前向きに、いろんな形で取り組んでいられるということで、ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

それでは、続きまして議事3。これは、大きな話になるかと思いますが、逗子市立図書館条例施行規則の一部改正の案について、事務局より説明をお願いいたします。

【鈴木担当課長】 逗子市立図書館条例施行規則の一部改正案について説明をいたします。

まず、お配りしてある資料の4ですね、こちら、逗子市立図書館条例施行規則の一部改正に関するパブリックコメントの実施結果についてをごらんいただきたいと思います。こちら、将来にわたって安定した財政運営を維持するための取り組みとして、図書館の開館時間、休館日について、規則は改正せずに試行的に運営を行ってきましたが、今後さらに安定した図書館運営を維持していくために、図書館の開館時間並びに休館日の規則改正について、逗子市市民参加条例に基づきパブリックコメントを実施し、その結果がまとまりましたので、報告をいたします。

今回のパブリックコメントでは、現在試行実施中の開館日時、土曜日、日曜日、祝・休日は午前9時から午後5時まで、平日は午前9時から午後7時まで、毎週火曜日は休館という日時設定に規則改正を行うことについて意見を募集いたしました。意見募集の期間は、令和元年12月12日から令和2年1月17日まで。意見の数は6件ございました。意見の提出者の数は6名で、その提出方法は、メールで提出が3件、ファクスが1件、持参が2件という内訳になっております。

意見の内容の概要並びに市の対応区分、意見の内容と市の対応、あわせてその他のご意見については配付資料のとおりでございます。今後の事業実施に参考とするものなど、大変貴重なご意見を多数頂戴いたしました。なお、5ページを見ていただいて、その他のご意見という欄ですね、上から4番目の質問、意見内容、横浜市との相互利用を開始してほしいという意見につきまして

は、次の議事4のところでご説明をさせていただきますが、今後新たに横浜市との相互連携を実施して、図書館サービスの向上につなげるための準備を現在進めているところでございます。これらさまざまなご意見を踏まえまして、今後は逗子市立図書館条例施行規則を現在試行実施中の開館日時に一部改正する方向で進めてまいります。

今後のスケジュールとしましては、本日図書館協議会に一部改正案のご説明をさせていただき、3月、来月の教育委員会で一部改正についての施行規則案をお諮りさせていただき、令和2年4月1日施行を予定しております。なお、令和2年4月からの図書館運営に係る予算につきましては、令和2年第1回逗子市議会定例会、2月20日招集にご提案をさせていただき準備を現在行っているところです。

図書館条例施行規則の一部改正案について、ご説明をします。こちらは、逗子市立図書館の開館時間及び休館日の変更により、経費の削減等を図ることに伴い、逗子市立図書館条例施行規則の一部を改正するものです。改正の内容についてご説明いたします。逗子市立図書館の開館時間につきまして、火曜日を除く平日は現在午後8時と規定されているものを午後7時に改め、土・日・祝・休日は午後6時と規定されているものを午後5時に改めるものです。また、休館日につきましては、現在第1・第3火曜日と規定されているものを第2火曜日を除く毎週火曜日に改めるものです。なお、この施行規則は令和2年4月1日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。

【汐崎会長】 一部改正の案について説明がございました。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【辻委員】 パブリックコメント及びアンケートの集計をよく読ませていただいたのですが、もう基本この線で、あとは教育委員会の承認だけということではあったのですが、ご意見の中にやはり土・日・祝日の閉館時間午後5時というのを、もう少し延ばして午後6時にできないかというご意見が散見できまして、その理由として、夏場は明るいですね、まだね。それとあと、日中とても酷暑の中、出歩くのがお年を召した方にはね、きついということもあるのでというご意見もあったので、それはそうだなと思っていたのですが、これはもう、いかにせん、もうややこしいですね。例えば逗子のチャイムが鳴るのって、10月からは午後4時半に鳴り、4月からは午後5時に鳴るのでしたっけ。鳴りますよね。30分ずらすとか、開館時間をずらすとかというの、無理だろうとは思いつつ、そのご意見は、まあもっともかなと。あと、鎌倉、葉山、横須賀の開・閉館時間をいろいろ見てはみたのですが、皆さんいろいろ工夫

されているというのが実際思ったところです。

【川名委員】 会長、すみません、学校に戻らなければ。申しわけありませんが、ここで退席させていただきます。

【汐崎会長】 お忙しい中、どうもありがとうございました。

(川名委員 退席)

サマータイム制みたいな感じですかね。確かに夏だと午後6時でもまだ暑いし、明るい。何度も言っているのですが、私たちはこれがベストだとは全然思っていないで、逗子の今の状況とかを考えると、とりあえず次善の策かなと考えています。時によって、あまり変えてしまうと利用者の方にもご迷惑をおかけするし、かといってご意見にもありますけれど、その分、開館時間を後ろにずらすと、今ですら朝にお並びになって待っている方がいらっしゃるのに、それをさらに1時間待たせるのかなどは、なかなか難しいですね。本当だったらご利用に適用できるだけの長さを確保できるといいのですが、今、折衷案というところで探っているのかなという気はします。あと、やはりそうになると人員配置もとても難しくなると思うのですね。今は何とか回っている形ですかね。

【鈴木担当課長】 今は3交替制で、午前が1グループ、午後が2グループという形でシフトを組んで、回っている形です。ただ、今回の目標が財政状況というところを視野に入れた運営という形になるので、やはり開館時間が延びるとそれで人がまた必要になってくる、人件費がかかるということに影響が及びますので、今が事業を展開し、なおかつ開館時間をある程度確保するというのが一番ベストの着地点かなとは思っています。

【汐崎会長】 あくまでも申し上げたいのは、図書館協議会としてはこれでよし、というわけではありません。たとえ、これで決まってしまうても、未来永劫ではないですし、パブリックコメントを見るとやはりもっと長くであるとかいうご意見があるのは、ごもっともなことであります。ですから、私たちももろ手を挙げてオーケーというのではないことだけは、きちんと申し上げておきたいと思います。石井委員、何かございますか。

【石井委員】 前に言いましたように、この施行規則改正というのは、ある程度、1年とか2年とか保障されるのですよね。要するに教育委員会規則だから、1年ではなくても変えられるんだよね。短期でも。だけど、今回の場合は一応1年とか2年とか、それなりの要素を踏まえて規則改正するということですよ。

【鈴木担当課長】 はい、そのとおりです。

【石井委員】 多少その辺のところはね、しょっちゅう変えられては困りますからね。だから1年とか2年とか様子を見て、どうしてもだめだというなら、また検討するという線でいけばいいということですよ。わかりました。

【汐崎会長】 ほかに。ここでの結論を今、出さなければいけないですか。

【鈴木担当課長】 改正案については教育委員会で承認いただきますので、協議会には報告という形でお示ししています。

【汐崎会長】 わかりました。次が議事の4の、こちらのほうのご意見、パブコメにもありましたけれど、横浜市立図書館との相互利用について、着々と進みつつあるというような感じではあるのですが、これについての説明をお願いいたします。

【鈴木担当課長】 横浜市立図書館との相互連携について説明をいたします。

平成28年7月に横浜市から隣接する7市、この7市というのは、横浜、横須賀、逗子、鎌倉、藤沢、大和、町田、川崎、この8市ですが、この7市との相互連携について打診があり、既に町田市以外の市では横浜市との相互連携を実施しており、町田市についても令和2年度に運用開始を予定しております。

横浜市立図書館と各市の図書館との相互連携につきましては、それぞれの教育委員会間での協定締結となりますが、横浜市との7市連携については、市全体としての連携ということで、図書館に限らず、さまざまな分野で連携を今、模索しているところです。市長・副市長からも、図書館については来年度に向けて連携の検討をするようにということで指示がございました。

そこで、令和2年度予算に予算要求をし、連携の準備を進め、令和3年の早い時期に運用を開始したいという考えをしています。具体の予算としては、令和3年1月末で現在の図書館システムの再リース契約が満了となりますので、システムの切りかえのタイミングに相互連携プログラムを設定する予定でございます。その他、横浜市民の図書館カードの購入分の費用も予算計上いたしました。

課題としましては、逗子市民の貸出利用に影響が及ばないかというところの心配と、それから運用ルールが横浜市、三浦半島地区の連携と、若干違う運用の方法をとっています。具体的には、予約を入れるか入れないか、それから視聴覚の資料を提供するかしないか、などがありますので、その辺が検討課題として現在残っているところです。

一方、メリットとしては、逗子市民が横浜市の18の図書館、約417万冊の資料を利用することができるようになることです。特に横浜市の中央図書館の約170万冊の蔵書は魅力的であるとい

うことがありますので、今後も連携ということになった場合には利用拡大、PRを図っていきたいと考えています。以上です。

【汐崎会長】 今の説明について、何かご意見、ご質問等ございましたら。横浜の中央図書館が170万冊、魅力的だというお話がありました。ただ、少し危惧するのが、今ですら貸出冊数というか、相互貸借では出ていく本の方が多いので。横浜では私の友人が何人か働いていますけれど、1館当たりが抱える利用者数も多く、なかなか予約が回らない状態だそうです。もちろん横浜には多種多様な資料が沢山ありますので、逗子市のメリットも多いかと思うのですが、本来逗子が欲しい資料を横浜に持っていかれるのではないか、という危惧もございます。でも、もうそういう流れですよ。私は、逗子である限りは逗子ファーストというのはすごく大事にしてもらいたいという気はします。ギブ&テイクのところはあると思うのですがけれども。

【鈴木担当課長】 会長がおっしゃっている逗子の市民の利用に影響が出るのかというところが懸案材料にありまして、この前も三浦半島地区の図書館連絡会のときに、もう既に横須賀・鎌倉が先行事例で行っているの、その辺の何か課題はないかということをご照会させていただいたところ、予約というシステムを入れてないので、棚に並んでいる本は借りられるけれども、やはり人気本は皆さん予約で、市民が借りるので、あまり影響はないというようなことをおっしゃっていました。

【辻委員】 さっきおっしゃった令和3年の1月末にシステムの切りかえがあるときに、相互利用システムに予約を入れないということもできるのですか。

【鈴木担当課長】 横浜市との協定の中では、お互いに予約は受けないということで今、話はついていますので、そこはあくまでも逗子市民も横浜の本を、直接行って、その場にある本しか借りられない。逆に、横浜市民が逗子に来館したときには、書棚に並んでいる本以外、借りることはできないという形になります。

【辻委員】 今、葉山もできないのでしたっけ。

【鈴木担当課長】 葉山については、逗子市民が予約を入れることができません。

【辻委員】 冊数制限があるのでしたっけ。

【鈴木担当課長】 一方通行でして、葉山の町民が逗子の図書館を利用するときには予約を入れる、6冊まで入れることができます。逆に、逗子の市民が葉山を利用するときには、葉山では予約を受けてくれない形です。

【汐崎会長】 どうして。

【鈴木担当課長】 葉山は小さい図書館で、本の数も少ないというところで、そこは予約を受けることができないということです。

【辻委員】 やはり葉山の方は逗子の図書館をととてもよく利用されますよね。

【汐崎会長】 ほかの、状況が変わったのかもしれませんが、大和市が横浜に相互貸借で結構持っていられるという話を大和のシリウスの方に聞きました。大和市の資料なのに、随分横浜に貸し出されてしまうという話もありましたので。もちろん、広域利用は今、当たり前になっていますし、逗子にメリットがないわけではないのですけれど、そこら辺の交通整理をした上ででない、危ないかなという気はしますが。どう交通整理をするのか。石井委員、お願いします。

【石井委員】 昔、横浜の図書館ができたとき、約5億の予算がついたのですよね。今、半分ですよ。要するに、小・中学校の図書館に対する資料費も含めて5億。約500校あるのですよ、横浜に小・中学校。今、半分、2億くらいになった。逆に言うと、図書館も学校図書館のほうの予算も半分になったということですよね。そのころ横浜というのは、ほかからの図書館間貸出ではないけれど、受け付けてなかった。要するに要望を出しても横浜側が受けなかった。という、勘繰れば予算が少なくなって、需要も減ってきている。当初より中央の利用とか減ってきているのですよね。横浜市のほうの状況がかなりあり得る可能性がある。そういう状況の中で、今度逗子が受けるかどうかという問題も起こってきます。これは横浜市が自分なりに考えているのだから、逗子の要素を踏まえて、ほかがいいからといって受ける必要はありませんから。逗子としてある程度の要素があって、受け入れることがあるのだとしたら、逗子のマイナス面というのはどこにあるかというのを踏まえて、それが例えばすぐ解決できるのか、1年後とか、要素をあればね、それに沿って逗子は決めればいい。言われたからやるという必要はありませんから。

今言われた、町田がね、来年の4月からと。逗子もリース契約がとかね、そっちができて、もう一つは予算的措置がいきますよね。ハードをつくったりとか。そういう要素が今、予算がないと言っているのだから、切られたらね、また。そういう裏づけがある程度とれてやれるのだったら、あとはメリット・デメリットがどこにあるかわかりませんが、一緒にやったから増える要素だとか、ないかもしれない。逗子のほうがマイナスになる可能性だって、利用者面から言うとはわからないですよ。六浦のあの近辺しかないのだからね。だから、妥協するかどうかというのがあって、横浜と逗子の間のいろんな契約ではないけれど、一緒にやろうとしているのだったら、むげに断る必要はありませんし、やっていけばいいかなというのがありますから。妥当な線でいくと、来年の4月くらいから予算措置があって、対応ができるのであれば、やってみるかなと

いう線が出るかもしれない。あとはもう判断の問題だけですから。

【辻委員】 先ほど先行している鎌倉と横須賀の状況を聞かれたというお話でしたけれども、とてもこういうところ困っているということは、特に出てないのでしょいか。

【鈴木担当課長】 特にこういう問題が出ているというところはないですとおっしゃっていました。

【辻委員】 そうですか。でも自分が利用するとしたら、金沢区の方の利用が一番考えられますよね。横浜が利用できるカードを一応持っておりますけれども、逗子の方が持たれたときに、私たちは金沢区の図書館、少し不便な、あまりきれいじゃない、あそこは多分利用しないかなという気がしますのと、あと一番魅力的なのは、何といても中央図書館ですよ。中央図書館が利用できるというのは、とてもうれしいかなと思いますけれど。どうでしょうか、逗子にとってもすごくメリットがあるとはあまり思えないような気もするのですけれども。

【汐崎会長】 中央図書館は京浜急行の日ノ出町から行けますね。金沢図書館は駅から遠いのですからね。金沢八景の駅前はきれいになりましたけれど。

【辻委員】 特にね、高齢者の方が多いい逗子ですから、あまり…。

【石井委員】 だから、利用を考えていくと、どっちもどっちのような。よくわからんという。中央図書館までだって、電車で行けちゃうでしょう。だから、もう一つはね、市町村貸出できるのですよ。1週間もあればね。だから別に中央図書館まで行かなくたって、借りられる。

【汐崎会長】 待っていればくる。

【石井委員】 そうそうそう。借りられる。だから、そういう状況下で踏み切るかということになる。六浦から電車で、逗子が使いやすいから来るでしょうけれど。逗子の方が中央図書館までわざわざ行くかという。という要素もある。

【辻委員】 必要があればね。

【汐崎会長】 その図書館でしか使えないような参考資料を見に行くとか。でも、横浜の図書館では借りられなくても逗子市民も入れますものね。

【安田図書館長】 図書館としては悩ましいことで、既に図書館協議会でもお話ししてきました。逗子市としては8市連携の中の一つとして図書館のネットワークを考えています。その中で、市長サイドから横浜市と連携することは意義があるとのことでした。やはり逗子市全体の中で考えていく必要があります。図書館のほうではいろいろ考えるところがあります。いずれにせよ、来年度の課題になってくるかなと思っています。

【汐崎会長】　そうですね、図書館単体ではなくて、逗子市としての全体の計画がある中で、私たちだけ嫌だと、そこまで強く反対する要素があるかという点、それもない。やはりこちらのほうも内容を考えつつ、監視しつつみたいな感じかなとは思いますが。ほかにございますでしょうか。

あと30分ほどになりましたが、令和2年度の4月からの図書館運営について、事務局より説明をお願いいたします。

【利根川専任主査】　それでは、令和2年度の図書館運営について説明をさせていただきます。先ほど条例施行規則の改正のところでお伝えしましたが、3月の教育委員会での条例施行規則の改正案を了承いただいた上で、本年4月から平日は午後7時の閉館、そして土曜・日曜・祝日に関しては午後5時の閉館、そして休館日は毎週火曜日という形で運営をさせていただく予定をしております。

同時に、この4月から、現在の非常勤事務嘱託員が会計年度任用職員へと移行をすることになっております。具体には、現在週当たり28時間勤務の職員が、週当たり31時間の勤務へと、3時間プラスの形になります。それから、現在週23時間15分勤務の職員は変更ございません。また、週当たり15時間30分勤務の職員は、週当たり15時間の勤務へと、勤務条件が変更となる予定です。現在、非常勤事務嘱託員の職員は40名おりますけれども、来年度は人数としては同じ人数で予算要求をしているところです。

次に、令和2年度の予算についてですが、間もなく市議会が始まりますけれども、昨年秋から財政課と予算編成に取り組んで参りましたが、市議会に提案するに当たり、既に査定を受けております。本日は資料としてはまだお配りしておりませんが、現在査定を受けた段階での主なものについて報告をさせていただきます。

一番問題になるのが毎年の資料購入費ということになりますが、査定を受けた段階では2,000万円は確保いたしました。それから、先ほど担当課長からも説明のあったとおり、図書館システムがこの1月で一旦契約が終了しまして、現在、再リースの期間に入っております。来年度は4月から1月まで、10カ月間、再リースという形で運用していきますので、そうしますと再リースですので、金額的にはかなり下がりますので、その分図書館全体の予算としては少し減少になるというところが主な点かと思えます。

それに関して、来年の1月で現在のシステムの契約が終了しますので、今度は来年の2月以降、新しいシステムになるということで、契約が終了する1月の後半から2月の中旬にかけてコンピ

ュータ機器自体を入れかえますので、ここは特別整理期間として、しばらく休館をさせていただいて、その間にまた再度の蔵書点検も行いつつ、データの入れ換えを行って、新しい機器での運用を2月から始める予定をしております。

具体の事業については、令和2年度第1回の協議会において細かい内容については説明をさせていただく予定をしております。

簡単ですが、来年度の予定を報告させていただきました。

【汐崎会長】 ありがとうございます。まず開館時間、それから人、それから資料面についての説明があったかと思いますが、今の説明について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【辻委員】 今の説明ですと、システムの切り換えのときに休館をするということでしたから、秋の特別整理期間はなくなるということですね。

【利根川専任主査】 そうですね、はい。

【汐崎会長】 会計年度任用職員のほうに制度が変わるということで、いつも逗子は人の問題が気になるところですが、「増える」と、「なし」と、「減る」があるというのは、時間の計算ですかね。

【鈴木担当課長】 この時間設定は、市一律の週勤務時間ということで設定されているので、その時間に一律合わせるという形になります。

【汐崎会長】 それでは、皆さんはこういう雇用形態を変えることに関しては説明済みということですね。会計年度任用職員の制度は仕方がないと思うのですが、何か皆さん、不利益になるなんて、あまり言えないですね。ずっと職員の方たちが働く体制に関しては、不利益にならないようにと私たちも申し上げていますので、これでモチベーションが下がったりとかすることがないように、どちらかというこのシステムになることによって働きやすくなる方法を考えていただきたいなと思います。でも、やってみないとわからないというところではありますかね。

あと、事務局のほうからお話がありませんでしたけれど、事実としてあるのは、正規の職員の方が今年2人定年退職ということ。非常勤の職員が多い中、要となる方たちですので、2人一緒におやめになるのは、これはもう年限で1人だけ若くなるというわけにはいきませんので、仕方ないことですが、継続性とか、業務に差し支えない形で、安田館長も非常に大変な時期だと思っておりますけれど、そのあたりについて、どうつないでいくとか、どういう体制を考えていらっしゃるか、差し支えない範囲で構いませんので、教えてください。

【安田図書館長】 そうですね、2人が退職するというのは既にわかっていたことで、数年前か

ら職員要求はしてきました。一方で逗子市全体の職員の体制についても、理解しているところで
す。今後の人事について教育委員会のほうには話しているところです。

具体の部分については、今の段階でははっきりしておりません。

【汐崎会長】 市長も人は大事ですよねと、専門的な知識は必要ですよねと先ほどの市長とのお
話ではおっしゃっていましたが、このあたりについてあの場に教育長もいらっしゃいましたから、
お考えいただければと非常に思いますけれど。

【安田図書館長】 逗子市の管理職もかなり退職されます。とりわけ教育委員会が多いのです。
そういう中での職員の配置を考えなくてはいけないわけです。私としては、それはそれとして、
図書館の人事については強く言っております。

【辻委員】 引き継ぎは、ある程度の期間が必要ではないかなと思いますけれど。任期付職員
の方の負担がまたね。

【安田図書館長】 任期付職員の制度がどうなっていくか、まだ明確になっておりません。い
ずれにしても、職員のほうの人事配置の要求はしております。会計年度任用職員は地方公務員
法に明確に位置づけられてきます。職員の自覚と責任をもって仕事をしていってもらいたいと思
っているのですが。ワンチームではありませんけれど、全員でやっていくしかないと思ってお
ります。

【辻委員】 職員の方、やはり見えますから、このご意見の中にもね、結構手厳しい意見もあり
ましたよね。カウンターの。

【安田図書館長】 自分も図書館で長く仕事をしてきました。それは昔からそういう問題があり
ました。より良い図書館サービスをしていきたい、図書館を良くしていきたいという気持ちは、
私ももちろんあるわけです。職員もその気持ちの中でやってもらいたいと思っています。その上
で、どうしても全ての利用者の皆さんに理解してもらうのは難しいわけです。ただ、気持ちとし
てはそういう気持ちでやってもらおうとは思っております。

【米元委員】 図書館の事務のほうで募集がかかっていますけれども、あれはまた別ですか。

【鈴木担当課長】 図書館のカウンターに立つ職員についても、区分けとしては図書館一般事務
というグループの中に入る採用になっているので、図書館一般事務と書いてあったとしても、カ
ウンターの業務もやりますし、サービス提供も行います。

【汐崎会長】 今の話は、職員の募集がされている。それも絡めてですが、40人枠は変わらない
ということですが、やはりおやめになる予定の方もいらっしゃるということですね。そこを今、

埋めるべく頑張っている。いい方が来てくださるといいのですが。あと、人員が埋まらなければどうにもならないので。

基本的に、この協議会が2年の任期なので、図書館側はかなり体制は変わりますけれど、協議会の人間は、川名先生はわかりませんが、変わらないので、そのあたりをきちんと見ていく必要があるのかなと思っております。これも何ともふたを開いてみないとわからない。そもそも2人が一気にやめるというのは、ちょっと不遇だなと思いますが、ここは安田館長にひとつ踏ん張っていただいてということ。

こちらで、事務局から用意いただいた議事に関してはおしまいになりますでしょうか。先ほど辻委員から少し提案、話題があるということだったのですが、そちらに飛んでもよろしいでしょうか。

【安田図書館長】 はい、お願いいたします。

【辻委員】 私も1月10日付のタウンニュースで、逗子市の郷土資料館が閉鎖になる、閉館になるというか、廃止へというのを知りまして、2月の市議会に条例案提出ということで、郷土資料館がもう廃止になるのだと思っていましたところ、これをそのまま廃止にしていいいのかということで、市民の方、志を持った方が立ち上がられて、資料館を何とか維持活用できないかという運動をされているということを知りました。

それで、この郷土資料館の資料ですが、私も一度ぐらいしか利用はしたことはないのですが、図書館と全く関係がないわけではないということもありまして、郷土資料館の廃止に関するパブリックコメントを12月2日から1月9日までとられたようで、意見の数としては28件、人数としては11人、意見をいろいろ出されたという資料を貸してもらっているのですが、その中で現所管の社会教育課からの回答の中に、図書館における企画展示という文言が何か所も出てきております。その辺はどうですかね。郷土資料館がこのまま市議会で廃止が決まってしまうのか、それともこういう動きがあるので、市としても再考するのか。また、所管も変わるのか、その辺もよく私たち市民も見えない状況で、小坪地区の方にとっては、割と身近なところですので、利用されたりとか、するのでしょうか、私たちのように池子に住んでいる者にとっては、蘆花記念公園は本当に何十年も行っていないというくらいのロケーションでもありますし、逗子市民が果たしてこのことをどのくらい周知しているのかということもわからないところですが、でも、改正文化財保護法では未指定の文化財を含めた地域の文化財の計画的な保存活用をしっかりとやれよという国の方針とかもあるということを見れば、やはり郷土資料館にあるも

のは、一体どうなるのだろうかという不安はありますよね。遺跡的なものは池子の遺跡の資料館だとか、持田遺跡のところのプレハブのところに行くとかは聞いているのですが、本的な資料とかはどうなっていくのだろうかというようなこともありまして、図書館でどの程度、何か情報を持っていらっしゃるのか。どういうお考えなのかというところを聞きたい。今、わかる範囲で。

【安田図書館長】 具体的な内容は、まだ出てないのです。施設と中身の資料に分ける必要があります。その資料の中に博物的なものと資料、あるいは文書的なものがあるので、その仕分けをしなくてははいけません。保存するにせよ図書館では、先ほども申し上げた様に許容範囲があります。まだ提示もされていませんが、当然図書館として必要なものは考えていきたいと思えます。

それから、展示等についてということですが、これも場所の問題があります。

【鈴木担当課長】 なかなかスペース的にも常設展示というのは、図書館で行うことが難しいと思えます。事例としては、昨年平成30年8月10日から9月10日の間、図書館で持田遺跡の重要文化財を展示して、そして社会教育課の担当職員が解説をするというような、そんな展示に絡めた事業を行いましたので、こういった企画展示というのも今後やっていくことは可能かなと考えていますが、いずれにしてもまだ具体的な案というのは今後になりますので、今お答えできるのはこの程度になります。

【汐崎会長】 いきなりですか、この廃止については。

【辻委員】 2年ぐらい、もう休館状態だったのですね。なかなかロケーションのいいところなので、こういうふうにはすばらしい遠望といいたいでしょうか、というところですけど。でも、あそこのエリアにある、うちの息子が使った野外活動センターも、もう使ってはいけない状態らしいのですよね。危険、耐震的にも無理ということで。もともと宿泊はしてはいけなかったらしいのですが、宿泊、合宿所に使っていたのですけれども。そこも含めて。市長のさっきのお話でも、いろいろクラウドファンディングとかを使って何かできるのではないかみたいな気はしたのですけれどもね。

【汐崎会長】 資料はどこに行くかというのが、さっきおっしゃいましたけれど、もちろん文書館的、博物館的な視点からも、貴重なものとして集めている資料ですから、入れ物がなくなることによってどうなるのかと。

【安田図書館長】 私も個人的に3回ぐらい行きました。あまり保存という点では芳しくないような状況で展示されていたのかなと思えます。所管は社会教育課ですから、関係ないということではなくて、連携していく必要があります。逗子にとって大事な資料は保管していく必要があります。

ます。図書館というところは、博物館と違って、利用のための保存なので、利用前提になってくるのが基本です。博物館は、保存のための保存でというところで、少し違いがあります。そのところも考えながら、今後対応していきたいと思います。

【汐崎会長】 手を出せないというか、あくまでも今のところは情報としていただくということですね。ただ、図書館と全く無関係なところではないのかもしれませんが。図書館の計画の中でも、郷土資料とか、研究者と連携してということがありますので、それでやろうと思っても、実は連携先がなくなってしまっていたみたいなのがちょっとと思うのです。なかなか厳しいですね。

【石井委員】 記念公園がなくなってしまうのですか。

【辻委員】 公園はあるのですけれど、郷土資料館はなくなるというか、廃止。公開していたのを、やはり来館者数がめっきり減ってしまったというのが一つの影響らしいですけれど。

【石井委員】 公園自体は残るのですよね。

【辻委員】 と思います。蘆花記念公園。

【汐崎会長】 郷土資料館は。

【辻委員】 ここをもう入れなく。

【石井委員】 それを廃止しようとしている。

【辻委員】 でも、熱心に、元学校の先生とかも含めて、活用を求める会、集まりもたくさん人数が集まってやっていたし。

【石井委員】 逗子では、何か文学というのをすごく表向きは重視しているようだけれど、重視してないのだよね。

【辻委員】 表向きだけ。

【石井委員】 表向きだけだよね。例えば文学碑なんて、すごく少ない、5つか6つしかできてない。もっとちゃんとした文学者がいるのに、検証をきちんとやってないのだよね。だから、記念公園だって、そういう蘆花と徳富蘇峰がそういう要素でね、知っているはずなんだ。だから、文学とか歴史とかに対する認識が非常に甘いんだよ。

【辻委員】 リーフレットがありましたよね、逗子の作家の。ゆかりの作家の。立派なのが。

【石井委員】 だから、せっかく観光とかそういうのに使うんだったら、もっとそういうところからきちっとやらなくてはいけないんだよ。

【汐崎会長】 鎌倉も鎌倉文学館とかありますからね。

【石井委員】 だから博物館もきちっとしてないでしょう。そういう体制そのものができてない

のだよね。この図書館だって、さっき市長が3館共同だと言ったけれど、3館共同の体制をつくっているかという、あまり明確でないような感じがするし。ここはでも中心だよね。3館あるというのは。逗子でほかはないから、ここを中心にした考え方つくらなきゃいけないのだけれど。だから、文学でも博物館でも、もう少し体制をきちんと踏まえないといけない要素があつて。

【辻委員】 それは音頭を取るのは、どこですかね。

【石井委員】 それは市が取らなきゃ。例えば、宣伝だと観光協会とかあるじゃない。市の。要するにどこで取るかという問題があるのだけれど、きちんとそういう今の観光とか歴史とかやっていくのだったら、もう少しもとから立て直してやらないといけないのではないかなと思う。せっかくこれだけのものを持っている。それがなくなったら、なくなったということになってはまずいのだよね。それにはね、お金の問題もあるし、体制もある。だから、考え方を持っていかないと、だめじゃないかなと。だから文学の観光コースとかって、ないじゃない。

【汐崎会長】 何々のゆかりの地を求めてというような、観光コースをつくるとか。

【辻委員】 リーフレットはどうなったのでしたっけ。

【石井委員】 だからそういうのもつくる。でも、どこでつくるかと問題になる。だから、そういうところから考えて、せっかく文学資料を持っているのだから、いかに生かすかというのを考えなくてはいけない。

【汐崎会長】 どうですか、図書館で文学者マップみたいなものをつくる。逗子市のゆかりの文学者ですとあって、図書館で持っている資料とかを紹介して。まず、こんな人がいるのですよみたいな。

【安田図書館長】 「マーメイド」通信で逐次紹介はしています。

【辻委員】 何か立派なものを、これくらいの大きさの、ありましたよね。文学のゆかりの。

【利根川専任主査】 それほど詳しいものではないのですが。

【汐崎会長】 でも、何か1回つくったらおしまいではなく、例えば何年かしたら忘れられてしまうかもしれないから、焼き増しでもいい、全面改訂ではなくて、もとがあるのであれば、逗子ってこういう文化的な素地があるのですよとPRする。それで例えば図書館で持っている著作とかをご紹介するというような、地道ですけど、そういうのを大事にすべきというか、多分市民もご存じないところがあると思いますので、そういうのを図書館のほうから発信していくのもいいと思います。そういう展示でもいいのではないかなと。

【米元委員】 葉山を交えて、東京から随分観光客が。

【汐崎会長】 あれは京浜急行の企画の女子旅きっぷなんですよ。女子旅きっぷに逗子コースも入れてほしいですね。皆さんそのまま葉山に行っちゃってますよね。あれ、すごいですよ、女子旅きっぷ。皆さん、並んで逗子の駅や新逗子の駅前からバスに乗る。全て皆さん葉山に行くんです、私も使いましたけれど。今度駅名が「逗子・葉山」になるので、京急も逗子・葉山女子旅きっぷにして欲しいですね。逗子にもおいしいお店があるので。

【米元委員】 ちょっと足を延ばしていただけるといいかなと。

【汐崎会長】 逗子には、こんな人がいますよ。蘆花記念公園ありますよなど、いろいろPRで発信していくことって大切だと思うのですよね。今でも十分いろんな創意工夫でなさっていると思うのですけれども、これもPRの一つの素材だと思って。また皆さんにご苦労かけますけれど、何かやっていただければ、いろんなことを図書館ではやっているのだなと知ってもらえて、いいかなと。そのくらいしか言えないです、申しわけございません。

【辻委員】 ありがとうございます。

【汐崎会長】 ただ、蘆花記念公園については、もうそれだけ話が進んでいると、かなり難しいですかね。

一応予定が3時までということで、その他含めて、とりあえずもう終盤ですが、何かございますでしょうか。今回が年度内最後の図書館協議会になるかと思います。

【石井委員】 4月の体制というのは、さっきの開館時間ありますよね。それから会計年度任用職員が変わりますよね。体制が変わって、休館日も火曜日になる。要するに4月の当初の体制というのが動けるような体制でないかね、いけないのでしょうか、大丈夫ですよ。

【安田図書館長】 はい。

【汐崎会長】 利用者にとっては、3月が4月になろうが図書館は同じなので。今度はでも、開館時間が短くなるのではなくて、長くなるほうですから。

【安田図書館長】 もう10月からその方向です。

【汐崎会長】 そうですね、休館日も変わらない。そういう意味での混乱はあまり考えられないですね。

【辻委員】 すみません。1つ言い忘れたのですけれども、パブリックコメントやアンケートの周知の仕方というのですかね、ホームページにはアップされていたと思うのですけれど、なかなか気がつかない方も多いやに、聞いているので、結局どう周知されていたのですかね。

【鈴木担当課長】 アンケート調査につきましては、ホームページ上での告知と、それから終わ

った後の結果公表という形だったのですが、やはりパブリックコメントについては「広報ずし」にこれからパブリックコメントをいつやりますよという告知をして、実施をして、それと市のホームページにもパブリックコメントの実施についてのお知らせを告知しました。

【辻委員】 市のホームページを見ないとあれだったのですね。わかりました。

それからW i - F i はどうなったのでしたっけ。W i - F i の導入。

【安田図書館長】 W i - F i の導入には一定の予算が必要になります。現状では、予算要求が難しいので、予算計上はしておりません。今後、逗子全体で公的施設のW i - F i 導入の提案が出てくれば、それに乗りたいと思います。来年度のコンピュータ更新にあたって検討したのですが、金額的に厳しいということです。

【辻委員】 わかりました。

【汐崎会長】 では、その他ありましたらお願いします。

【鈴木担当課長】 あとは事務局から、次回の日程調整という形になりますので、一旦これで協議会を終了させていただいて、ご相談させていただきます。

【汐崎会長】 それでは、次回お目にかかるときには、年度が明けて、図書館側の体制が大きく変わるということですが、皆さんお元気で、どうもありがとうございました。きょうは午前・午後でしたけれども、お疲れさまでした。ありがとうございます。